

会則(Constitution) (2008年3月30日版)の手引き

本資料は、キャンベラ補習授業校(CJSS Inc.) (別添参考1参照) への入会を考えている方などのために、52条から構成されている会則(別添参考2参照)をなるべく簡潔に紹介した手引き書です。本資料の内容は、会則の条文が全て優先します。

1. 総則

(1) 名称(第1条)

- ・“Canberra Japanese Supplementary School Incorporated”又は“CJSS Inc.”。日本語名「キャンベラ補習授業校」も併せて登録。

(2) 設立の目的(第3条)

- ・キャンベラ地区在住の日本人児童・生徒を対象に日本の教育環境のもとで補習教育を施すことを目的とする。

※キャンベラ地区：ACT及び理事会が定めるACT周辺地域(第4条)。

(3) 名誉代表(Honorary Representatives)・名誉顧問(Honorary Advisors)(第7条)

- ・「名誉代表」と「名誉顧問」をおく。名誉代表と名誉顧問の兼任、複数名の就任が可能。

2. 会員(正会員と準会員の2種類)

(1) 正会員(full member)(第8条)

- ・入会資格は、キャンベラ地区に在住する(新教育年度中に)義務教育年齢に達する日本人児童・生徒の保護者。
- ・正会員は、その児童・生徒を補習校に入学させる権利をもつ(第10条4項。逆に、校則では、保護者が正会員であることが補習校入学のための資格になる)。卒業や退学の場合、

合、

自動的に退会とはならず、総会での投票権が停止となる(4(3)参照)。

- ・正会員は、理事会が別途定める共通の義務を負う。

※共通の義務(第10条3項)：理事会又は部会への所属と参加、入学金・授業料の納入等を想定。

- ・正会員は、総会において投票する権利をもつ。
- ・同一世帯からは、一人の保護者しか正会員になれない。

(2) 準会員(associate member)(第8条)

- ・大使館のほか、理事会が入会を承認した個人又は法人格を持つ組織。
※個人は、正会員の配偶者、OB・OG等、法人は、支援企業等を想定。
- ・準会員は、総会に出席し、意見を述べる事が可能(正会員から委任をうけない限り投票権なし)。

(3) 入会手続(第9条)

- ・申請を行う。申請には申請者自身と正会員二人(書記等で可)の署名が必要。
- ・入会は、理事会が承認。

(4) 会員資格の喪失(第11条)

- ・自主的に退会をした場合以外に、死亡した場合、除名された場合、資格更新(理事会による登録内容確認)を行わなかった場合、理事会の承諾なしに2回連続総会を無断欠席した場合。

(5) 入会費、年会費等(第13条)

- ・別途定めると規定。
※正会員、準会員ともに無料を想定。

(6) 会員に対する処分(第15条)

- ・ある会員が会則の遵守を拒否する場合、または継続的・意図的に補習校の利益に反する行動をとる場合に、理事会は、除名又は一定期間の資格停止を決議することができ、一定の手続を経て、その決議は効力を発する(会員は第16条で異議申し立ての権利をもつ)。

3. 理事会(Board of Directors)

(1) 権限(第17条)

- ・理事会は、会則及び総会での決定事項に基づき、以下の権限を有する。
 - ①法人及び補習校の運営管理を行うこと
 - ②法人の機能のうち、会則上総会の機能とされているもの以外の全ての機能を執行すること

- ③法人及び補習校の適切な運営に関して必要な行為を行うこと
ただし、第29条1項(a)から(d)の事項に関して、実質的に総会の承認を受けなければならない。

(2) 構成メンバー (第18条)

- ・理事の人数は7名。構成は以下の通り。
 - ①理事長(President) (第20条)
 - ②パブリック・オフィサー(Public Officer)兼副理事長(Vice-President) (第21条) :
ACT政府との連絡と副理事長役
 - ③会計代表(Treasurer) (第23条) : 会計部会の代表
 - ④書記(Secretary) (第22条) : 総務部会の代表
 - ⑤⑥各担当理事(会則上はOrdinary director) : 理事会が設置する常設部会 (現在は校務部会、教務部会) の代表 and/or 特設部会の代表
 - ⑦校長(Principal) (入退会、懲戒等会員事項に関する討議参加権及び投票権なし)

(3) 理事の選出 (第19条)

- ・校長を除く理事6名は、年次総会で各理事職に立候補した正会員の中から役職毎に選出。各理事職に複数名の立候補があれば投票で選出。
- ・校長は、理事会が定める手続に従い、選任・雇用される。

(4) 理事の解任 (第25条)

- ・総会は、特別多数(3/4)による決議により理事長を、過半数(1/2)による決議により理事(理事長及び校長を除く)を解任できる。
- ・校長は、理事4人の賛成で校長役から解任できる。

(5) 理事会の開催 (第26条)

- ・理事会は、校長が出席可能なアレンジで、年6回以上開催する。
- ・理事会の定足数は4名で代理・委任は不可。

(6) 議決ルール等 (第28条)

- ・理事会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。賛否同数の場合は、議長(理事長)が決定できる。
- ・議決内容に利害関係を有する理事は、議決に参加できない。
- ・メール等のやりとりによる議決が可能。ただし、そのような議決をした上で賛否同数の場合は、議長(理事長)が決定できない。

4. 総会

(1) 総会 (第31条と第33条)

- ・年次総会は年1回以上、総会は年4回以上の開催(計:年5回以上)
- ・総会の定足数は、投票権のある正会員数の60%とする。ただし定足数が確保できずに延会された場合の定足数は50%とする。

(2) 総会の議題

- ・排他的権限(第19条と第25条)
 - ①(校長を除く)理事の選出と解任
- ・実質上総会の承認を要する事項(第29条)
 - ①年次予算の設定及び変更
 - ②入学金・授業料の設定及びその変更
 - ③雇用条件に係る基本的事項の設定及びその変更
 - ④校則の規則決定・変更
- ・年次総会事項(第30条)
 - ①議事録の承認
 - ②前年の補習校の活動についての理事会からの報告
 - ③理事の選出
 - ④会計監査報告
 - ⑤新監査役の選任

(3) 議決ルール等 (第36条、第37条、第39条)

- ・1正会員が1票の投票権をもつ。正会員が出席できない場合に、準会員(配偶者等)による代理投票を認める(他の正会員による代理投票を認めない)。
- ・授業料、ドリル代等を支払わない場合、生徒が入学していない場合、退学・休学している場合には、投票権がない。

参考 1. キャンベラ補習授業校(CJSS Inc.) 模式図

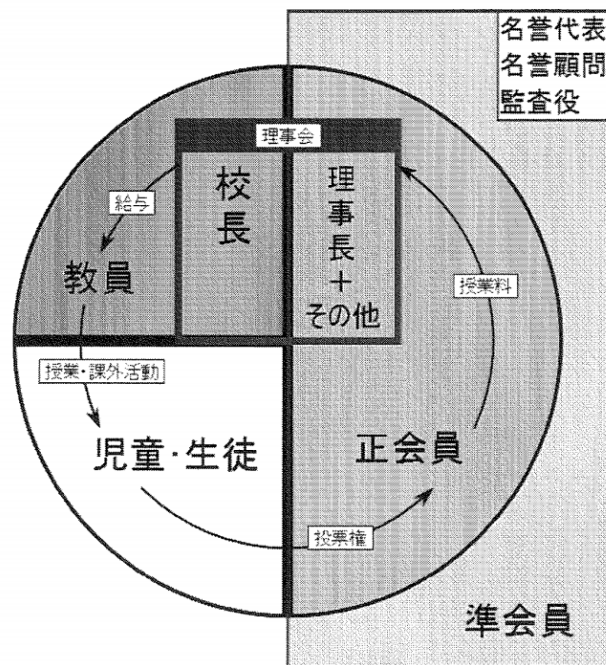
補習校：「教員（校長・講師）」・「児童・生徒」・「正会員（保護者）」から構成される（下図の円で囲んだ部分、それぞれ濃い灰色・白・薄い灰色に塗り分け）。

法人：「正会員」・「準会員（保護者・その他）」・「名誉代表」・「名誉顧問」・「監査役」・および「校長」から構成される（下図右側の長方形で囲んだ部分と校長）。

総会：正会員（円で囲んだ部分の右半分）で構成される（準会員も投票権はないが出席し発言可能）。

理事会：正会員から選ばれる「理事長」と、その他5名の理事に「校長」を加えた計7名で構成される（下図の中央の太線で囲んだ部分）。

部会：理事会によって理事会の下に設置される。正会員は、必ず何れかの部会（あるいは理事会）に所属する必要あり。



参考 2. キャンベラ補習授業校(CJSS Inc.)会則 目次 (和英対照表)

会則	Constitution
第1章 予備則 第1条 名称 第2条 登録事務所 第3条 法人の目的 第4条 定義 第5条 2001年法律制定法の適用 第6条 法人の権限 第7条 名誉顧問と名誉代表	Part 1 Preliminary 1 Name 2 Registered Office 3 Objects of the Association 4 Definitions 5 Application of Legislation Act 2001 6 Powers of the Association 7 Honorary advisors and representatives
第2章 会員 第8条 会員資格 第9条 会員の推薦及び承認 第10条 会員の権利と義務 第11条 会員資格の停止 第12条 会員資格の辞退 第13条 会費 第14条 会員の負債 第15条 会員の懲戒 第16条 懲戒された会員の異議申立て権利	Part 2 Membership 8 Membership qualifications 9 Nomination and approval of membership 10 Rights and obligations of members 11 Cessation of membership 12 Resignation of membership 13 Fees 14 Members' liabilities 15 Disciplining of members 16 Right of appeal of disciplined member
第3章 理事会 第17条 理事会の権限 第18条 理事会の構成とメンバー 第19条 理事の選任 第20条 理事長 第21条 副理事長とパブリック・オフィサー 第22条 書記 第23条 会計代表 第24条 空席 第25条 理事の解任 第26条 理事会と定足数 第27条 理事会による部会への委任 第28条 意思決定と採決	Part 3 Board of Directors (the Board) 17 Powers of the Board 18 Board structure and membership 19 Election of office-bearers and ordinary directors 20 President 21 Vice-president and public officer 22 Secretary 23 Treasurer 24 Vacancies 25 Removal of directors 26 Board meetings and quorum 27 Delegation by the Board to committee 28 Making of decisions and voting
第4章 総会 第29条 総会における承認を要する事項 第30条 年次総会 第31条 総会一招集 第32条 開催通知 第33条 総会一手続きと定足数 第34条 議長 第35条 延会 第36条 意思決定 第37条 採決 第38条 特別決議 第39条 代理の指名	Part 4 General meetings 29 Matters requiring ratification at general meetings 30 Annual general meetings 31 General meetings—calling of 32 Notice 33 General meetings—procedure and quorum 34 Presiding member 35 Adjournment 36 Making of decisions 37 Voting 38 Special resolutions 39 Appointment of proxies
第5章 雑則 第40条 資金源 第41条 資金管理 第42条 会計監査士 第43条 監査 第44条 保険と損害賠償 第45条 公印 第46条 職員 第47条 文書の保管 第48条 文書の検査 第49条 通知と通知サービス 第50条 目的と会則の変更 第51条 解散	Part 5 Miscellaneous 40 Funds— source 41 Funds— management 42 Auditor 43 Audit 44 Insurance and indemnity 45 Common seal 46 Staff 47 Custody of books 48 Inspection of books 49 Notices and their service 50 Alteration of objects and this Constitution 51 Dissolution

第52条 余剰資産

52 Surplus property